

# 畑かん営農情報発信事業企画提案競技実施要領

宮崎県農村計画課

宮崎県（以下「県」という。）が実施する畑かん営農情報発信事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を選定する業務委託企画提案競技（以下「企画提案競技」という。）を実施するに当たり、この要領に基づき募集する。

## 1 目的

畑かんを利用した営農に関する情報について、農家を中心に県民に幅広く伝え、その認知度向上や利用促進を図ることを目的とする。

## 2 委託の内容

本事業に関する業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年11月20日まで

## 4 委託料

委託料は、1,342,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

## 5 参加資格

本業務に関する企画提案競技参加資格者は、以下に掲げる企画提案競技参加資格の要件のすべてを満たしている者とする。

### 【参加資格】

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に打合せ等に対応できる体制を整えていること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- ④ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- ⑤ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でない者。
- ⑥ 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団関係者でない者。

## 6 スケジュール

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| (1) 令和6年7月 5日 (金) | 公告          |
| (2) 令和6年7月12日 (金) | 参加申込書提出締切り  |
| (3) 令和6年7月17日 (水) | 質問書受付締切     |
| (4) 令和6年7月26日 (金) | 企画提案書等提出締切り |
| (5) 令和6年7月31日 (水) | 書類審査        |
| (6) 令和6年8月上旬      | 審査結果の通知     |

## 7 企画提案競技への参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込みを行うこと

- (1) 提出場所 本要領14の場所
- (2) 提出期限 令和6年7月12日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 提出書類 企画提案競技参加申込書(別紙様式1)

## 8 質問及び回答

- (1) 本事業に関する質問
  - ア 質問票の提出方法  
本事業に関し質問がある場合は、質問票(別紙様式2)を本要領14の担当課へ電子メールまたは、FAXで提出すること。
  - イ 質問票受付期限  
令和6年7月17日(水)午後5時まで(必着)
- (2) 質問に対する回答  
原則、質問受付日より原則3日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。

## 9 企画提案書の作成及び提出書類

- (1) 提出書類  
各社の提案は1社1案とし、以下のア及びイについては、A4版用紙に内容を記載し、1セットにまとめて提出
  - ア 応募団体の概要
    - ・名称
    - ・所在地
    - ・代表者名
    - ・担当者職氏名
    - ・担当者連絡先(電話、ファクシミリ、電子メール)
    - ・業務の執行・管理体制
  - イ 提案内容(必要となるデータは提供する)
    - ・企画提案書
    - ・見積書
    - ・会社概要や業務実績概要(既存のものでも可)
    - ・誓約事項(別紙様式3)

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出場所 本要領14の場所

イ 提出期限 令和6年7月26日(金)午後5時まで(必着)

ウ 必要部数 5部

10 企画提案競技の審査方法

複数の審査委員において、提出された企画提案書等を総合的に審査(書類審査)し、最も優れた企画提案をした1者を受託候補者として選定する。なお、審査基準は、「畑かん営農情報発信事業業務委託仕様書」「畑かん営農情報発信事業企画提案競技審査基準表」による。

11 契約保証金

宮崎県財務規則第101条の規定による。

12 委託契約の締結

- (1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。この際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。
- (2) 決定した候補者との協議が整わず、契約の見込みがなくなった場合、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

13 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

14 問合せ、資料提出先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1号県庁1号館6階

宮崎県農政水産部農村振興局農村計画課畑かん営農推進担当 早日、平田

メールアドレス: hayahi-takanori@pref.miyazaki.lg.jp

15 その他

- (1) 応募は1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (2) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- (3) 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は無効とする。
- (4) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 作成した報告書等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。